

# 令和元年第2回紀の川市議会定例会 第1日

令和元年 6月 4日（火曜日） 開 会 午前 9時28分  
散 会 午前10時28分

---

## ◎議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定及び休日の日における本会議の開議について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第 1号 専決処分の承認を求めることについて（紀の川市税条例等の一部を改正する条例）
- 報告第 2号 専決処分の承認を求めることについて（紀の川市都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 報告第 3号 専決処分の承認を求めることについて（紀の川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 報告第 4号 専決処分の承認を求めることについて（紀の川市介護保険条例の一部を改正する条例）
- 報告第 5号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度紀の川市一般会計補正予算（第7号））
- 議案第64号 最上、神田、市場、元財産区管理委員の選任について
- 議案第65号 最上、神田、市場、元財産区管理委員の選任について
- 議案第66号 最上、神田、市場、元財産区管理委員の選任について
- 議案第67号 最上、神田、市場、元財産区管理委員の選任について
- 議案第68号 最上、神田、市場、元財産区管理委員の選任について
- 議案第69号 最上、神田、市場、元財産区管理委員の選任について
- 議案第70号 最上、神田、市場、元財産区管理委員の選任について
- 議案第71号 紀の川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 議案第72号 紀の川市心身障害児（者）医療費の支給に関する条例の一部改正について
- 議案第73号 紀の川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 議案第74号 令和元年度紀の川市一般会計補正予算（第1号）について
- 議案第75号 令和元年度紀の川市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
-

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第1号）のとおり

○出席議員（22名）

1番 門 眞一郎	2番 上 野 宗彦	3番 仲 谷 妙子
4番 船 木 孝明	5番 中 尾 太久也	6番 太 田 加寿也
7番 石 脇 順治	8番 並 松 八重	9番 中 村 まき
10番 大 谷 さつき	11番 阪 中 晃	12番 榎 本 喜之
13番 高 田 英亮	14番 室 谷 伊則	15番 森 田 幾久
16番 村 垣 正造	17番 堂 脇 光弘	18番 竹 村 広明
19番 石 井 仁	20番 杉 原 勲	21番 川 原 一泰
22番 坂 本 康隆		

○欠席議員（0名）

○説明のために出席した者の職氏名

市長	中 村 慎 司	副市長	林 信 良
市長公室長	西 川 直 宏	企画部長	今 城 崇 光
総務部長	柏 木 健 司	危機管理部長	東 山 壽 彦
市民部長	尾 上 之 生	福祉部長	橋 本 好 秀
農林商工部長	神 徳 政 幸	建設部長	湯 川 晃 司
会計管理者	前 川 永 治	上下水道部長	山 東 邦 彦
農業委員会事務局長	田 村 善 之	教育長	貴 志 康 弘
教育部長	山 野 浩 伸		

○議会事務局職員

事務局長	中 野 朋 哉	議事調査課長	片 山 享 慈
議事調査課主幹	岩 本 充 晃	議事調査課副主任	細 谷 勇 紀

（開会 午前 9時28分）

○議長（坂本康隆君） おはようございます。

議員各位には、令和元年第2回紀の川市議会定例会に出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

議員各位の御協力のもと円滑な議会運営を務めますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、これより、令和元年第2回紀の川市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

それでは、議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

---

○議長（坂本康隆君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、13番 高田英亮君、14番 室谷伊則君を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定及び休日の日における本会議の開議について

---

○議長（坂本康隆君） 次に、日程第2、会期の決定及び休日の日における本会議の開議についてを議題といたします。

去る5月23日に議会運営委員会を開催していただき、本定例会の会期等を議会運営について御協議いただいております。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月28日までの25日間とし、会議規則第10条第3項の規定により6月9日の日曜日に本会議を開催いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から6月28日までの25日間とし、6月9日の日曜日に本会議を開催することに決定いたしました。

---

#### 日程第3 諸般の報告

---

○議長（坂本康隆君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

市長から、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、「平成30年度紀の川市繰越明許費繰越計算書」、地方公営企業法第26条第3項の規定により、「平成30年度紀の川市水道事業会計予算の繰越報告」の提出があり、お手元に配付しておりますので、御了承願います。

また、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により「例月出納検査の結果報告」、地方自治法第199条第9項の規定により「定期監査の結果報告」の提出があり、お手元に配付しておりますので御了承願います。

なお、その他の報告につきましても、お手元に配付しているとおりですので、御確認いただきたいと思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

日程第4 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（紀の川市税条例等の一部を改正する条例） から  
議案第75号 令和元年度紀の川市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について まで

---

○議長（坂本康隆君） 次に、日程第4、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（紀の川市税条例等の一部を改正する条例）から、議案第75号 令和元年度紀の川市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてまでの17件を一括議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（登壇） おはようございます。

令和元年第2回紀の川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かと御多用にもかかわらず、御参集いただき厚くお礼申し上げます。

さて、5月1日から元号が「令和」に改められ、新たな時代の幕あけとなりました。

紀の川市は、これまで平成20年度に「第1次紀の川市長期総合計画」を策定し、旧町が有する個性や特色ある資源を生かしつつ、調和のとれたまちづくりの推進に取り組んでまいりました。

さらに、平成30年度には「第2次紀の川市長期総合計画」を策定し、紀の川市の急務の課題である人口減少の抑制につながる地域活性化対策や大規模な自然災害への対応など、社会情勢の変化や複雑・多様化する市民ニーズに対応するため、将来にわたって持続可能な安全・安心なまちづくりを進めていくことが重要な役割であると考え、あらゆる施策をバランスよく職員を総動員して取り組んでおります。

また、これからの新たな時代においても、これまで積み重ねてきた取り組みとその成果を基礎として、市民の皆様とともに着実に進めてまいりたいと思います。

それでは、今定例議会に御提案いたしました諸議案について、概要説明をさせていただきます。

まず、専決処分に係る報告ですが、報告第1号から報告第4号は、紀の川市税条例の一部改正、紀の川市都市計画税条例、紀の川市国民健康保険税条例、紀の川市介護保険条例において、それぞれ一部改正を行ったものであります。

また、報告第5号は、平成30年度紀の川市一般会計歳入歳出額の確定に伴う財源調整措置を行ったものであります。

以上、専決処分に係る5件については、それぞれ緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなく、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものでございます。

次に、人事に係る議案になります。

議案第64号から議案第70号の最上、神田、市場、元財産区管理委員の選任については、財産区管理委員が令和元年6月30日任期満了となるため、7名の委員を選任いたしたく、紀の川市財産区管理会条例第3条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、条例改正に係る議案で、議案第71号は、紀の川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正を行うものであります。

議案第72号は、紀の川市心身障害児（者）医療費の支給に関する条例の一部改正を行うものであります。

議案第73号は、紀の川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正を行うものであります。

次に、補正予算に係る議案で、議案第74号及び議案第75号は、紀の川市一般会計について、4月の人事異動に伴う人件費及び事業執行上、緊急を要する事業費について。

また、紀の川市農業集落排水事業特別会計についても、事業執行上緊急を要する事業費について、それぞれ補正予算をお願いするものであります。

以上、17案件の概要説明を申し上げましたが、引き続き、担当部長から詳細説明をいたしますので、何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 続いて、補足説明を求めます。

総務部長 柏木健司君。

○総務部長（柏木健司君）（登壇） おはようございます。

それでは、議案書1ページ及び38ページの専決処分の承認を求めることについて、補足説明を申し上げます。

議案書1ページの報告第1号では、紀の川市税条例等の一部を改正する条例。

議案書38ページの報告第2号では、紀の川市都市計画税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

いずれも、地方税法等の一部を改正する法律等の公布及び施行に伴う改正で、急を要す

る部分のみ専決させていただいております。専決日は、いずれも平成31年3月31日でございます。

改正内容が多岐にわたりますので、語句や条項のずれ等の条文整備によるものを除いた主な改正点のみ御説明させていただきます。

まず、報告第1号 紀の川市税条例等の一部を改正する条例についてであります。

議案書3ページをお願いいたします。

第1条の紀の川市税条例の一部改正から説明させていただきます。

第34条の7、個人の市民税の寄附金、税額控除について、ふるさと納税見直しにより総務大臣が寄附金の募集を適正に実施する地方団体を指定した寄附金に対して、特例控除の対象寄附金とする改正でございます。

次に、4ページ、附則第7条の3の2は、個人の市民税の住宅借入金特別控除について、所得税の住宅ローン控除の改正により延長される控除期間において、所得税額が控除しきれない額について、現行制度と同じ控除限度額の範囲で控除するよう期間を拡充するもの、また控除の適用について、納税通知書が送達されるまでに提出された申告書に住宅借入金等特別税額控除に関する事項の記載があること等の要件を廃止する改正で、所要の規定の整備でございます。

次に、9ページの附則第10条の3については、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について、新たに高規格な堤防整備事業のために移転補償金を受けたものが、高規格堤防特別区域の上に取得した代替え家屋に係る固定資産税の税額の減額措置の適用を受けようとする者がすべき申告についての規定を新設し、改正に伴う所要の規定を整備するものでございます。

12ページの附則第10条の4は、平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告についての規定を新設するものでございます。

次に、14ページの附則第16条の自動車税の税率の特例については、軽自動車税のグリーン化特例について3段階で改正するもので、重課税を平成31年度に限るものとして、平成29年度分の軽減を削除するもので、規定の整備をしてございます。

18ページの附則第22条は、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告について、地方税法改正による規定を整備するものでございます。

続きまして、19ページ、第2条の紀の川市税条例の一部改正として、第36条の2は、個人市民税の申告に年末調整による控除について申告書記載事項を簡素化した規定でございます。

20ページの第36条の3の2から、22ページの第36条の4までは、事実婚状態でない児童扶養手当の支給を受けているひとり親に対し、個人住民税を非課税とする措置に係る扶養親族等の申告について、給与、年金の年末調整の記載事項を追記して条文を整備するものでございます。

次に、22ページの附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の非課税については、

消費税率引き上げに伴う対応として、平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間に取得した自家用乗用車について、環境性能割の非課税の規定を新設するものでございます。

23ページの附則第15条の2の2では、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例について、当分の間は県が賦課徴収する特例の規定を新設するものでございます。

24ページの附則第15条の6については、軽自動車税の環境性能割の税率の特例で、平成31年10月1日から平成32年9月30日までの特定の期間の税率を1%減とする臨時的軽減の規定を新設するものでございます。

次の附則第16条の軽自動車税の種別割の税率の特例は、グリーン化特例について3段階で改正するもので、重課税の規定を整備し、平成32年度分及び平成33年度分の経過を新設した改正でございます。

続きまして、第3条の紀の川市税条例の一部改正として、次の28ページ、第24条の個人の市民税の非課税の範囲については、児童扶養手当の支給を受けているひとり親等単身児童扶養者の非課税措置の対象として追記した改正でございます。

次の附則第16条は、軽自動車税の種別割の税率の特例について、軽自動車税のグリーン化特例について3段階で改正するもので、平成34年度分及び平成35年度分の軽減の対象を電気自動車に限定して新設するもので、規定の整備をするものでございます。

続きまして、29ページ、第4条の紀の川市税条例の一部を改正する条例の一部改正につきましては、平成28年度に改正した税条例の一部を改正するものでございます。

30ページの附則第15条の6は、軽自動車税の環境性能割の税率の特例について、法律等施行及び経過措置等の改正に伴う所要の規定を整備する改正でございます。

次の附則第16条は、軽自動車税の種別割の税率の特例について、法律の改正に伴う所要規定を整備するものでございます。

続きまして、31ページ、第5条の紀の川市税条例等の一部を改正する条例の一部改正につきましては、平成30年に改正した条例の一部を改正するもので、法律の改正に伴い、規定を整備するもので、大法人に対する申告書の電子情報処理による提出義務について、電機通信回線等の支障、困難である場合の措置を追記した規定の整備でございます。

以上、地方税法等の改正に伴い、第1条の紀の川市税条例の一部改正から第5条の紀の川市税条例等の一部を改正する条例の一部改正までの改正でございます。

35ページ以降は、本条例の附則につきまして、施行日は、平成31年4月1日施行ですが、それぞれの内容において施行日及び経過措置を規定してございます。

続きまして、議案書38ページをお願いいたします。

報告第2号 紀の川市都市計画条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書40ページをお願いいたします。

附則第5項は、児童福祉法に規定する施設、特定事業所内保有施設に供する都市計画税の課税標準の特例措置を2年間延長する改正でございます。

次の附則第16項は、法律改正による対象施設の課税標準の特例適用についての条項を整備するものでございます。

本条例の附則としまして、平成31年4月1日施行として経過措置を規定してございます。

以上、平成31年度の地方税法等の改正に伴い、紀の川市都市計画税条例を改正するものでございます。

報告第1号及び報告第2号につきまして、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（坂本康隆君） 市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（登壇） 続きまして、議案書42ページをお願いいたします。

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、43ページ、専決処分書のとおり、紀の川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を下段記載の理由、地方税法施行令等の一部を改正する政令の公布及び施行に伴い専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるのもでございます。

専決日は、平成31年3月31日でございます。

44ページから45ページをお願いいたします。

紀の川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

改正条例の第2条、課税額、第2項の改正は、国民健康保険税を構成する基礎課税額の課税限度額を58万円から61万円に引き上げるものでございます。

第23条、国民健康保険税の減額の改正は、基礎課税額に係る減額措置後の課税限度額を58万円から61万円に引き上げ、次ページの第2号及び第3号の改正は、課税軽減措置にかかわる世帯総所得金額基準のうち、第2号では、5割軽減の判定基準額を27万5,000円から28万円に、また第3号では、2割軽減の判定基準額を50万円から51万円に改正し、軽減対象世帯を拡充するものでございます。

附則といたしまして、第1項では、施行期日を、第2項では、改正後の適用区分を定めるものでございます。

御承認、よろしくお願いいたします。

○議長（坂本康隆君） 福祉部長 橋本好秀君。

○福祉部長（橋本好秀君）（登壇） 報告第4号 紀の川市介護保険条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

議案書47ページの紀の川市介護保険条例の一部改正については、平成31年4月1日に介護保険施行令及び介護保険の国庫負担の算定に関する政令の一部を改正する政令が施行され、低所得者の第1号保険料の軽減が強化されたことに伴い、紀の川市の介護保険料においても、第1段階保険料を3万6,000円から3万円に引き下げ、新たに第2段階の保険料を5万6,000円から4万6,000円に、第3段階の保険料を6万円から5



万8,000円にそれぞれ引き下げるため、議案書48ページ、改正条文第6条第2項から第4項に平成31年度及び平成32年度の保険料を規定し、平成31年度分から適用するため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

以上、報告第4号についての補足説明です。御承認のほど、よろしく願いいたします。

○議長（坂本康隆君） 企画部長 今城崇光君。

○企画部長（今城崇光君）（登壇） おはようございます。

議案書の50ページをごらんください。

報告第5号 専決処分の承認を求めることについて、補足説明いたします。

平成30年度紀の川市一般会計補正予算（第7号）については、地方自治法第179条の第1項の規定により、専決処分を行ったものでございます。

専決日は、平成31年3月29日でございます。

それでは、表題に「平成30年度補正予算書」と書いている冊子の1ページをごらんください。

第1条として、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,430万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ304億1,795万7,000円とするものでございます。

第2条は、地方債補正に係る規定でございます。

2ページをごらんください。

第1表、歳入歳出予算補正のうち、歳入につきましては、地方譲与税、各種交付金、地方交付税及び市債の確定による補正でございます。

続いて、3ページをごらんください。

歳出につきましては、歳入の確定による財源の調整、また予備費の調整として増額を行っております。

内訳としては、財源が超過した2,569万4,000円については、2款、総務費、1項、総務管理費、16目、基金費、基金積立事業、財政調整基金に積み立てを行いました。

また、13款、予備費、1項、予備費、1目、予備費では、昨年10月に専決処分として御承認いただき、5,000万円増額していた予備費について、その後、予備費対応が少なく済んだことから、4,000万円減額の補正措置をさせていただきました。

次に、4ページから6ページをごらんください。

第2表、地方債補正でございます。

それぞれ事業費の確定に伴い、限度額の変更を行っております。

以上が、平成30年度一般会計補正予算（第7号）の内容でございます。御承認のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 農林商工部長 神徳政幸君。

○農林商工部長（神徳政幸君）（登壇） 続きまして、議案第64号から議案第70号までの最上、神田、市場、元財産区の管理委員の選任7議案について、一括して御説明申し上げます。

議案書52ページをお願いします。

議案第64号から議案第70号までの最上、神田、市場、元財産区管理委員の選任についての7議案については、いずれも任期満了に伴うもので、紀の川市財産区管理会条例第3条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

7名の方々の住所、氏名、生年月日を申し上げます。

まず、議案第64号につきましては、住所、紀の川市桃山町市場104番地1、氏名、<sup>すぎはらしげる</sup>杉原重留、昭和23年6月21日生まれ。

53ページをお願いします。

議案第65号につきましては、住所、紀の川市桃山町元406番地4、氏名、<sup>かたやまともひさ</sup>片山眞久、昭和22年2月25日生まれ。

54ページをお願いします。

議案第66号につきましては、住所、紀の川市桃山町元923番地7、氏名、<sup>まつやまよしひろ</sup>松山能大、昭和35年1月31日生まれ。

55ページをお願いします。

議案第67号につきましては、住所、紀の川市桃山町神田664番地、氏名、<sup>はしむら</sup>橋村守、昭和35年11月2日生まれ。

56ページをお願いします。

議案第68号につきましては、住所、紀の川市桃山町最上382番地、氏名、<sup>きかなか</sup>阪中晋、昭和38年8月4日生まれ。

57ページをお願いします。

議案第69号につきましては、住所、紀の川市桃山町最上738番地2、氏名、<sup>にし</sup>西宏明、昭和31年6月12日生まれ。

58ページをお願いします。

議案第70号につきましては、住所、紀の川市桃山町最上1115番地、氏名、<sup>きとう</sup>佐藤守司、昭和23年2月24日生まれ。

以上、7議案について議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期につきましては、令和元年7月1日から令和5年6月30日までの4年間となっております。

また、7名の方々の主な職歴等につきましては、別冊「議案資料」の1ページ及び2ページに記載してございますので、ごらんおきいただきたいと思います。

以上、7議案について御同意賜りますようお願いいたします。

○議長（坂本康隆君） 総務部長 柏木健司君。

○総務部長（柏木健司君）（登壇） 議案書59ページをお願いいたします。

議案第71号 紀の川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、補足説明させていただきます。

本条例の改正につきましては、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律及び人事院の公務員人事管理に関する報告に基づき改正するもので、超過勤務命令の上限設定を規則に委任するものでございます。

議案書60ページをお願いいたします。

第8条第3項で、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し、必要な事項を規則で定めるものとして規定しております。

附則といたしまして、この条例は、令和元年7月1日から施行するものでございます。

以上、御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（坂本康隆君） 市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（登壇） 続きまして、議案書61ページをお願いいたします。

議案第72号 紀の川市心身障害児（者）医療費の支給に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本条例の改正理由といたしましては、和歌山県重度心身障害児（者）医療費補助金交付要綱における支給対象者の拡充にあわせ、所要の改正を行うものでございます。

62ページをお願いいたします。

紀の川市心身障害児（者）医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例でございます。

第2条、定義で規定される次の各号に新たに第5号として、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳を有する者で、その程度が1級のものを加えるものでございます。

附則として、第1項は、施行期日を、第2項では、経過措置を定めるものでございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（坂本康隆君） 福祉部長 橋本好秀君。

○福祉部長（橋本好秀君）（登壇） 議案第73号 紀の川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

議案書63ページからの紀の川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正については、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行により、地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進を図るべく、介護保険法、児童福祉法及び障害者総合支援法等にそれぞれ新たに共生型サービスを位置づける内容の改正を受けて、共生型地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を新たに規定するものでございます。

具体的には、共生型サービスとは、介護保険または障害福祉のいずれかの居宅サービスの指定を受けている事業所が、もう一方の制度の居宅サービスの指定も受けやすくするこ

とで、高齢者と障害児（者）が、同一の事業所でサービスを受けることができ、障害者が65歳以上になっても使いなれた事業所において障害福祉サービスとともに介護サービスを利用しやすくなるものでございます。

以上、議案第73号に関する補足説明です。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（坂本康隆君） 企画部長 今城崇光君。

○企画部長（今城崇光君）（登壇） 議案書の66ページをごらんください。

まず初めに、新元号の制定に伴い、本年5月1日の改元日以降における会計年度の名称については、年度全体を通じて「平成31年度」を「令和元年度」と読みかえさせていただきますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、議案第74号について説明させていただきます。

議案第74号 令和元年度紀の川市一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

表題に「令和元年度補正予算書」と書いている冊子の1ページをごらんください。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,828万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ305億3,828万9,000円とするものでございます。

第2条は、地方債の補正に係る規定でございます。

2ページをごらんください。

第1表、歳入では、国庫支出金、県支出金、財産収入、諸収入、市債をそれぞれ増額、繰入金を減額しております。

3ページ、4ページの歳出では、各費目ごとに4月の人事異動に伴う人件費の調整及び事業執行上、急を要する事業について補正措置をしております。

続いて、5ページをごらんください。

第2表、地方債の補正として、児童福祉施設整備事業において、田中小学区の学童保育施設の新築に係る土地購入等のため3,300万円を増額し、限度額を4,650万円とするものでございます。

続いて、別冊の「令和元年度紀の川市一般会計補正予算（第1号）」に関する説明書の3ページをごらんください。

歳入について、主な補正内容を順に御説明申し上げます。

上段の15款、2項、6目、国庫支出金、消防費国庫補助金584万1,000円の増額は、消防団の救助能力向上を目的として配備するデジタル簡易無線機の整備に係る補助金で、国3分の1の補助とし、予算措置するものでございます。

下段の17款、2項、1目、財産収入、不動産売り払い収入4,238万4,000円の増額は、うち3,500万円は旧粉河分庁舎跡地の一部をJA紀の里と4,500万円の売却価格で昨年11月に契約しており、代金の支払い方法は、契約締結後に1,000万円の納付、残りは当該地の地籍調査完了に伴う登記確定後としており、今回登記が完了

したことから、残金の3,500万円を予算措置するものでございます。また、738万4,000円につきましては、和歌山県農業協同組合連合会に対し、田中小学校北側にある旧打田駐在所跡地を売却することとなったことから、売却見込み額について予算措置をするものでございます。

19款、2項、1目、繰入金、基金繰入金2,843万円の減額は、財源調整のため財政調整基金を減額してございます。

次に、4ページの22款、1項、2目、1節、市債、児童福祉債3,300万円の増額は、田中小学校区の学童保育施設の新設に係る経費について予算措置するものでございます。

続きまして、歳出について、人件費以外の主な事業について順に御説明申し上げます。

6ページ、下段をごらんください。

2款、1項、13目、総務費、電算管理費486万8,000円のうち、電算システム管理運営事業では、社会保障・税番号制度の運用における自治体中間サーバー・プラットフォームの磁器システムの公開に係る負担分について、国100%補助により、239万1,000円を予算措置するものでございます。

また、行政情報化推進事業では、職員が中核業務に専念することによる住民サービスの向上や業務の質の向上、人件費削減などを目的に、既存の定型業務を自動化する技術の導入に係る経費として247万7,000円を予算措置するものでございます。

次に、9ページ、中段をごらんください。

3款、1項、2目、民生費、障害者医療費では、和歌山県の重度心身障害児（者）医療費補助金交付要綱の改正に伴い、支給対象者が拡充されたことによる医療費及び事務経費として、県2分の1補助により141万1,000円を予算措置するものでございます。

次に、11ページ、中段をごらんください。

3款、1項、8目、民生費、障害者総合支援費のうち、障害福祉サービス等給付事業では、就学前障害児の発達支援無償化に伴う障害者自立支援給付支払等システムの改修に係る経費として、国2分の1補助により64万8,000円を予算措置するものでございます。

次に、13ページ、下段をごらんください。

3款、2項、1目、民生費、児童福祉総務費のうち、放課後児童健全育成施設整備事業では、田中小学校区の学童保育の待機児童解消のため、学童保育施設の新築に係る土地購入及び建築設計などに係る経費3,514万6,000円を予算措置するものでございます。

次の14ページ、下段、同じく6目、保育諸費のうち、教育・保育施設入所管理事業では、幼児教育の無償化に伴う子ども・子育て支援システムの改修に係る経費として、国100%補助により253万8,000円を予算措置するものでございます。

次に、24ページ、上段をごらんください。

9款、1項、3目、消防費、非常備消防費、消防団運営事業で1,871万1,000円の増額のうち、消耗品費としてコミュニティ助成事業の採択を受け、消防団活動において着用する救命胴衣の整備経費として118万8,000円、また機械器具購入費として、消防団活動における救助能力の向上に寄与する資機材としてデジタル簡易無線機の整備経費として、国3分の1補助により1,752万3,000円を予算措置するものでございます。

以上が、今回の補正の主な内容でございます。御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 上下水道部長 山東邦彦君。

○上下水道部長（山東邦彦君）（登壇） それでは、議案書67ページ、議案第75号令和元年度紀の川市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

別冊の「補正予算書」6ページをごらんください。

第1条として、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ584万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,844万3,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、別冊の「紀の川市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）に関する説明書」の4ページをごらんください。

歳出でございますが、西山地区農業集落排水処理施設の突発的な機器の故障による修繕費584万3,000円を増額するものでございます。

なお、歳入につきましては、歳出に伴う財源として、一般会計繰入金で調整を行うものでございます。

以上、御審議、よろしく願いいたします。

○議長（坂本康隆君） ほかに補足説明はございませんか。

〔「補足説明なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） なければ、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております日程第4のうち、議案第64号から議案第70号 最上、神田、市場、元財産区管理委員の選任についてまでの計7件につきましては、人事に関する案件でありますので、本日直ちに質疑、討論、採決まで行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号から議案第70号までの計7件につきましては、本日、直ちに質疑、討論、採決まで行うことに決しました。

それでは、議案第64号から議案第70号 最上、神田、市場、元財産区管理委員の選任についての計7件につきまして、一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

次に、議案第64号から議案第70号までの計7件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略することに決しました。

それでは、議案第64号から議案第70号までの計7件につきまして、一括して討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

それでは、順次採決を行います。

お諮りいたします。

議案第64号につきまして、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は、同意することに決しました。

続いて、お諮りいたします。

議案第65号につきまして、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は、同意することに決しました。

続いて、お諮りいたします。

議案第66号につきまして、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は、同意することに決しました。

続いて、お諮りいたします。

議案第67号につきまして、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は、同意することに決しました。

続いて、お諮りいたします。

議案第68号につきまして、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は、同意することに決しました。

続いて、お諮りいたします。

議案第69号につきまして、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は、同意することに決しました。

続いて、お諮りいたします。

議案第70号につきまして、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は、同意することに決しました。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

次会は、6月9日、日曜日、午前9時30分から会議を開きます。

本日は、これにて散会といたします。

お疲れさまでございました。

（散会 午前10時28分）